

# 公益社団法人福井県看護協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、公益社団法人福井県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを  
変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師が、教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の内容からなる事業を行う。

- (1) 看護教育及び学会等学術振興に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業
- (4) 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (5) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
- (6) 施設の貸与に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 福井県内に勤務し、又は居住する保健師、助産師、看護師又は准看護師であって本会の目的に賛同して入会したもの
  - (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績のあった保健師、助産師、看護師又は准看護師であって理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの
- 2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、総会において定める定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

- 2 本会の正会員は、日本看護協会に正会員としての加入を申請するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、定款細則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、定款細則に定める退会の申し出により、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、すべての正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は定款細則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれでもなくなったとき。
- (3) 正当な理由なく3か月以上会費を滞納したとき。
- (4) すべての正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第8条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、本会对する権利を失い、義務を免れる。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成及び議決権)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 定款及び定款細則の変更に関する事項
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 入会金及び会費の額
  - (4) 理事及び監事の報酬等の額
  - (5) 会員の除名
  - (6) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
  - (7) 理事会において総会に付議した事項
  - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(通常総会及び臨時総会)

- 第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、すべての正会員の10分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を開催30日前までに本会の機関紙によって公表し、会員に通知しなければならない。この機関紙は、登録された住所又は勤務場所に送付することにより、すべての会員に送付しなければならない。

(議長)

第15条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は3名以上とし、総会においてその都度出席正会員の中から選出する。
- 3 議長は、議長団がこれを定める。

(定足数)

第16条 総会は、すべての正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第17条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、すべての正会員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 監事の解任
  - (3) 会員の除名
  - (4) 本会の解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決等)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における、前2条の適用について、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印（電子署名を含む。以下同じ）をしなければならない。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上20名以内(※1)

(2) 監事 3名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事(※2)、4名(※3)を職能理事、1名を准看護師理事とする。ただし、職能理事は保健師、助産師から各1名、看護師から2名(※4)とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事(※5)、職能理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(以下「業務執行理事」という。)とする。

(※1、※2、※3、※4、※5：一部改正(平25.6.15総会決議))

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事会は会長、副会長、専務理事、常務理事及び(※1)職能理事を選定及び解職する。

3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。

4 第2項の場合において、理事会は、会長が推薦する専務理事候補者、常務理事候補者(※2)及び職能理事候補者から専務理事、常務理事(※3)及び職能理事を選定する方法によることができる。

(※1、※2、※3：一部改正(平27.6.21総会決議))

(役員の不格事由)

第22条 次に掲げる者は本会の役員となることができない。

(1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条第1号に該当する者

(4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員資格喪失)

第23条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員資格を喪失する。

(役員親族等割合の制限)

第24条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### （理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を分担執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を分担執行する。（※1）

6 職能理事は、本会の業務を分担執行する。

7 副会長、専務理事、常務理事及び（※2）職能理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。

8 会長、副会長、専務理事、常務理事（※3）及び職能理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（※1：第5項追加、第6項以下項ずれに伴う条文の整理改正（平27.6.21総会決議））

（※2、※3：一部改正（平27.6.21総会決議））

#### （監事の職務）

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

（2）本会の業務及び財産の状況を監査すること。

（3）総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

（4）理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

（5）前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に理事会を開催する旨の招集通知（その請求

のあった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。)が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

6 第20条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (解任)

第28条 理事及び監事は、総会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、すべての正会員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

第29条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に

関する規定による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員の実任及び免除)

第30条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定により、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第31条 本会に、顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、役員を兼ねることができない。
- 4 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- 5 顧問の任期は、2年とする。
- 6 顧問の報酬は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第33条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び副会長、専務理事、常務理事（\*1）職能理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な職員の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止



(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）

(6) 第30条第2項の責任の免除

(※1：一部改正（平 27.6.21 総会決議））

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

3 第1項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 職能委員会

(職能委員会)

第38条 本会に次の職能委員会を置く。

(1) 保健師職能委員会

(2) 助産師職能委員会

(3) 看護師職能委員会Ⅰ（※1）

(4) 看護師職能委員会Ⅱ（※2）

- 2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。
- 3 各職能委員会の委員長は保健師、助産師、看護師Ⅰ（※3）、看護師Ⅱ（※4）担当の職能理事をもって充てる。
- 4 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。
- 5 各職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。  
（※1、※2、※3、※4：一部改正（平25.6.15総会決議））

## 第8章 委員会

（委員会）

- 第39条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、本会の業務を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。
  - 3 委員会の委員は、理事会が選任する。
  - 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

（事務局）

- 第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 資産及び会計

（事業年度）

- 第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計の原則）

- 第42条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

（資産の管理）

- 第43条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 予算等については、通常総会に報告するものとする。

3 予算等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(資金の借入れ及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様の決議を経なければならない。

(会計の規定等)

第48条 会計に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、すべての正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第50条 本会は、総会において、すべての正会員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第51条 本会は、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第12章 公 告

(公告方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

## 第13章 細 則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行登記日」という。）から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合において、第44条第1項の定めにかかわらず、後段の予算等については、認定法第21条第1項かっこ書きの定めを適用する。
- 3 移行登記日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 本会の最初の代表理事は石丸美千代とする。

### 附 則

- 1 この定款は、平成25年6月15日改正し、施行する。  
ただし、第20条第2項の常務理事の設置については平成26年以降の通常総会とし、設置時期の決定については理事会に委ねるものとする。

### 附 則

- 1 この定款は、平成27年6月21日改正し、施行する。